

平成27年度 第10回 総合教育会議

- 1 日 時：平成28年1月30日（土）15:00～16:15
- 2 場 所：J A三重ビル 5階 大会議室
- 3 出席者：三重県知事、三重県教育委員会（5名）
三重県教育委員会特別顧問
事務局＜戦略企画部＞
部長、副部長、ひとづくり政策総括監、戦略企画総務課長
＜環境生活部＞
私学課長
＜教育委員会事務局＞
副教育長、次長(教職員担当)兼総括市町教育支援・人事監、
次長(学校教育担当)、次長(育成支援・社会教育担当)、
次長(研修担当)、教育総務課長、教育政策課長、
小中学校教育課長、生徒指導課長、子ども安全対策監
ほか

4 質 疑

◆戦略企画部長

ただいまから、第10回目の総合教育会議を始めさせていただきます。
開催にあたり、鈴木知事からご挨拶を申し上げます。

●鈴木知事

本日は、第10回の総合教育会議にお集まりいただきましてありがとうございます。また土曜日で大変申し訳ありませんが、今日も議論をさせていただければと思います。

まずは、今日の議題にも関連しますが、今年度、三重県内において、中高生の命が絶たれる大変悲しい事案がたくさんありました。改めて哀悼の意を表しますとともに、ご遺族の皆さんに心からお見舞いを申し上げたいと思います。これらの事案は、いじめが起因ではありませんが、そういう悲しい思いが二度と起きないように、そういう思いが広がらないようにしていくためにも、今日は、いじめや暴力のない学校づくりということで議論をしていただきたいと思います。

いじめについては、どの子どもにも、どの学校にも起き得ることです。それを学校・家庭・地域などが協力をして、様々な面から兆しを捉え、いかに早期発見をし、早期対応をしていくかということが極めて重要であると思います。そういう意味では地域の総合力が問われる事案の一つではないかと個人的には思っています。そういう悲しい思いをする人たちが増えないように、そういうことで自己肯定感を失っていく子どもたちが増えないように、一人でも多くの子どもたちが元気に育ってもらえるように、大事な議論であると思いますので、今日も時間が限られていますが、ぜひ有意義なご議論をしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

◆戦略企画部長

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議題は「いじめや暴力のない学校づくり」です。事項書に沿って進めてまいります。事務局から説明をさせていただいた後、意見交換ということでよろしくをお願いします。

それでは、資料の説明をお願いします。

◆教育委員会事務局次長(学校教育担当)

資料1を中心に、参考資料を適宜参照しつつ説明させていただきます。

資料1の1枚目をご覧ください。まず、いじめの定義を押さえておきたいと思えます。

平成25年に「いじめ防止対策推進法」が制定されましたので、「いじめ」が法令上で定義されています。ポイントは最後の部分の「苦痛を感じているもの」というところで、いじめられた立場に立って判断するというのが最大のポイントです。そして、この文言だけを見てもわかりにくいのですが、国の調査では10年ほど前から次の3つのフレーズが削除されています。1点目は「一方的に」という文言、2点目は「継続的に」という文言、3点目は「深刻な」という文言です。これは反対解釈をしっかりと捉えていくというメッセージで、「一方的に」の反対の意味として、いじめ事案は、被害者、加害者が入れ替わりやすいという側面が指摘されていますので、例えば、そういうケースであれば、積極的に2件とカウントしていくということです。

また、平成26年度のいじめの認知件数につきましては、認知件数の都道府県差が80倍近くありました。また、岩手県矢巾町の事案（平成27年7月、岩手県矢巾町の中学2年の男子生徒がいじめを苦に自殺した事件）がこのスキームで捕捉されていなかったことなどから、再調査という異例のプロセスが採られました。再調査で特に強調されたのが、今申し上げた2点目と3点目の「継続的に」と「深刻な」の反対のとらえ方で、短期的に解消された事案とか、初期の事案なども、しっかり捕捉していくということです。現場からすれば、そこまで計上するののかという側面もありますが、全国的にも三重県においても再調査で1、2割ほど件数が増加しました。

本県の状況は表1のとおりで、表2では全国との状況等を比較しています。総じて全国よりかなり少ない状況で、かつ減少傾向にあります。平成27年度の県内の状況は、比較的軽微なものを中心に増加傾向にあります。減少傾向にあることが必ずしもいいとは言いきれない、むしろ積極認知が大切である旨、国も改めて強調していますので、そういう状況を踏まえた対応をしていく必要があると考えています。

グラフ1をご覧ください。学年別の状況で、ピークが中1にあるのは全国の傾向と同じですが、本県の小学校低学年段階で全国に比べて山が低くなっているという状況は、もしかすると、もう少し積極的に認知していくべき余地があるのかもしれないと考えられます。こういったことなども踏まえて、丁寧な捕捉につい

て働きかけているところです。

(2) いじめの態様につきましては、全国と同様の傾向で、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをされるといった類型が最も多くなっています。

そして、(3) いじめの解消率は認知とセットで考えるべき重要なところです。経年でご覧いただくとおり、以前は全国より解消率が低かったのですが、24年度以降は全国より高い状況となっています。この点については、認知件数にかかわらず解消率が高いことは当然重要ですし、解消率が高くても認知が十分でなければ、課題としてはむしろ大きいとも言えますし、解消率が高いのであれば、認知件数が多いのは、むしろ積極的に取り組んでいる証拠だと、国から改めて注意喚起されていますので、そういったこともしっかり踏まえながら対応していきたいと考えています。

続いて、3ページの暴力行為の現状についてです。暴力行為に関する法令の定義は特になく、国の調査において、「暴力行為とは」ということが記載されており、「故意に有形力を加える」という部分がポイントとなっています。発生件数の傾向につきましては、基本的に全国と同様の傾向があり、校種別では小学校で増加、一方で中学校、高等学校で減少という傾向があります。

また、小学校低学年においては、全国的にも、また三重県においても特に増加傾向にあります。その要因分析としては、推測の域を出ない部分もありますが、主に3点指摘されており、県でもその傾向があるのではないかと考えています。1点目は、子どもの貧困なども背景に、些細なことで感情のコントロールができず切れやすくなっている子が増えているのではないかとということ。2点目は、統計上も明らかですが、特定の子が複数回、暴力行為に及んでいるケースが増えていること。3点目は、いじめ防止法の施行ともおそらく関係していると思われませんが、比較的軽微な事案を中心に積極的な認知が進んでいるということです。それを裏打ちする一つの材料として、国の調査官の分析では、暴力件数は増えているが被害者が治療を受けた件数の割合はむしろ減っているということが指摘されています。

4ページをご覧ください。学年別の傾向としてはご覧のとおりで、基本的には全国と同様で中学2年が多い状況です。

(2) 形態別状況について、調査上4つの形態に分かれています。全国同様、生徒間の暴力が最も多くなっています。県内の事例をいくつか記載しており、理由もないのにたたくなどといった例が並んでいます。

5ページからは、全国学力・学習状況調査の質問紙には、様々な有益な観点が入っていますので、本日のテーマとも関係するような主な質問項目をご紹介します。

まず、児童生徒質問紙との関連で、学力の話題のときにも若干言及させていただきましたが、国で規範意識としてあげている3つの質問「人の気持ちがわかる人間になりたい」「人の役に立つ人間になりたい」「いじめはどんな理由があってもいけないと思う」については、多くの教科が関係ありますが、一番関係が深いのは、本県で特に課題として意識されている小学校の国語Bです。グラフ3でい

えば、勾配が急であるほど、その傾向が強いということを意味します。

それ以下については、学力のときにもお示した整理の仕方ですが、三重県の数値自体が伸びていけば成長しているということで「プラス」、その結果、全国との差が縮まっているか、もともと高ければ全国との差が広がっているものは、改善しているということで「A」としています。さらに、変動幅が5ポイント以上であれば「○」を付けて整理しています。前年との短期の比較と、県民運動開始以前との中長期との比較が両方できるようにしています。全体的に見てみると、10項目ほどですが、伸びという点に関しては、小中とも伸びてはいるものの、全国のほうがもっと伸びているものもあります。ただ、小中とも伸びについては改善傾向にあります。かつ、絶対値の水準として見てみると、全国水準と比べて小学校よりも中学校のほうが比較的良好な傾向にあります。

いくつか具体的に説明したいと思います。6ページの③「自分には、よいところがある」という項目の平成27年をご覧くださいと、小学校はマイナス1.3ポイント、それに対して中学校はプラス1.3ポイントとなっています。④「将来の夢や目標を持っている」の平成27年を見てみると、小学校がマイナス1.2ポイント、⑤「学校に行くのは楽しいと思う」の平成27年では、中学校が全国に比べてプラス1.8ポイントとなっています。次ページ⑧「学校の規則を守っている」の平成27年は、中学校が全国に比べ0.8ポイント、さらに、8ページ以降の⑨「家の人と学校での出来事について話す」の平成27年は、小学校がマイナス0.9という結果で、全国と比較してポイント差が大きい項目となっています。

一方、学校質問紙の①「児童（生徒）一人ひとりの良い点や可能性を見つけ、児童（生徒）に伝えるなど積極的に評価しましたか」については、全国に比べ、小中学校とも、特に中学校の数字が高くなっています。また、②「児童（生徒）は、学級やグループでの話し合いなどの活動で、相手の考えを最後まで聞くことができていると思いますか」という項目は、残念ながら小中学校ともに全国より低く、特に小学校が低いのが特徴的です。なお、秋田県、福井県などでは、これらの質問項目の結果についても、ほぼ最上位に位置しています。

これらを踏まえた主な取組は9ページの（1）です。まず、法令等に基づいた組織的対応の充実ということで、参考資料は2と3になります。参考資料3を一度ご覧ください。法令あるいは基本方針のスキームを模式化してあるものです。岩手県矢巾町の事案が特に象徴的と思われるので、それに即した形で申し上げますと、矢巾町の事案においても、ここで求められているような基本方針や組織は存在していましたが、それが結局守られなかったということです。報道ベースの情報ですが、当該担任の方は、いじめていた子を指導するとか、いろいろな努力はされていたとのことですが、法律上要請されているのは組織的な対応です。その一番端的なところが学校への通報、管理職に知らせるということで、校長先生が事実を認識していなかったということが最大の問題点であったとされています。真ん中辺りに、担任等が抱え込まないと書いてあります。また、これは法令上の文言ですが、複数の教職員で対応するということも組織的対応のポイントになりますので、こういった点は更に周知徹底させていきたいと考えています。

また、事柄の性格上、子ども目線という観点も非常に大事だと考えており、本県においても全国的な状況を踏まえつつ、過去二度、緊急アピールを出しています。それが参考資料1ですが、趣旨としては、どこでもいじめは起こり得ることである一方で、絶対に許されない。大人がしっかり総力を挙げて守り抜くので、勇気を持ってできることを行動しよう。それが助けを求めることであるとか、自分ではいじめと思ってなくても相手からすればいじめと思われているかもしれないということとか、見て見ぬ振りをしないなどといった内容です。

そういった子ども目線の趣旨を更に一步進めるという意味もあって、本県におけるいじめ防止条例の策定については、先進県の状況を踏まえながら、現在、検討を進めています。内容もさることながら、大人が真剣に向き合っているというメッセージが子どもに伝わるような策定過程を工夫していきたいと考えています。

続いて、資料1の10ページ(2)いじめの早期発見については、全国的に見てもアンケートが一番現実的な手段となっており、本県では、年一回ではなく、学期に一回以上行うこととしています。また、名古屋の事案(平成27年11月、名古屋市西区の中学1年の男子生徒がいじめに遭ったとの遺書を残して自殺した事件)においても、当初いじめの存在が把握できなかったのは、アンケートが記名調査であったことが一因であり、二度目に無記名でやり直した結果、把握できたと言われています。国においても原則無記名ということが推奨されており、県内でもそのように周知しています。なお、本県では外国語版のアンケート調査用紙の参考例も示しています。

続いて(3)のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用については、積極的に取り組んでいるところで、チームとしての対応を進めており、参考資料4に県内での状況を簡単にまとめています。学校の中もそうですが、県からのサポートについても、専門家がチームとして対応することを重視しながら取り組んでいます。特にスクールカウンセラーについては、全中学校区に配置することで、小中学校間の情報共有、それに基づく連携した対応を進めており、また、市町からの要望も踏まえ、中学校区単位で配置時間を柔軟に活用できるよう、県でも改善を図ってきています。

なお、年末に国の中教審(中央教育審議会)で、いわゆる「チーム学校」に係る答申が出されましたので、簡単にご紹介申し上げます。参考資料5にイメージ図があります。従来、ともすると学級単位、学年単位で閉鎖的になりがちな現場に、専門スタッフが責任を伴う形で参画することで、組織的なマネジメントが行われ、教員は、より本来業務に注力できるようになることが期待されるという趣旨です。その中に養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどもしっかり位置づけられています。改善方策というところに記載があり、国としても学校において必要とされる標準的な職として法令上明確化するとともに、将来的には正規職員として規定し、さらに、義務標準法において教職員の定数として算定し、国庫負担の対象とすることも検討していくということが謳われています。あるいは養護教諭にしても、現場で子どもたちのサインにいち早く気づくことができる立場にあるということで、スクールカウンセラーやスクールソ

ーシャルワーカーとの協働が一層求められています。

なお、本県での状況としても、スクールソーシャルワーカーが関わった事案のうち、過半数は養護教諭の方に連携いただいています。

さらに直近では、文科省のいわゆる「馳プラン」の中で、平成28年度中を目途にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの職務等を省令上明確化することが明示されました。こういった動きも注視していきたいと思います。

資料1の10ページに戻り、(4)として、学校教育活動全体をとおして心の教育、命の教育などに取り組んでいきます。その際、特に道徳は要(かなめ)ということで、学習指導要領が改定され、小学校では平成30年度、中学校では31年度から検定教科書を導入し、「特別の教科道徳」ということで実施されることとなっています。その趣旨、ポイントとしては、参考資料6の1ページの下の方に、今回の道徳教育の改善に関する議論の発端となったのは、いじめ問題への対応であるということが記載されています。2ページ以降に關係の部分抜粋しています。自らはもとより、自分と同じように他者の考えや命についても尊重していくこと、更に一步踏み込んで、いじめを傍観するのではなく、勇気を持って行動することの大切さ、そういった態度を養うことについて明記されています。

さらに、三重県では、近々最新版が出る予定ですが、子ども条例を踏まえた「子ども白書」の中のアンケート調査で、多くの大人が関わることが子どもの自己肯定感向上にとっても影響が大きいこととか、子どもが自分で自分のことを好きとか大切にされているとか思っている割合と、大人がきっと子どもはこう思っているだろうなという割合との間には、かなりギャップがあることなど、示唆に富んだ結果となっています。そうしたデータなども踏まえながら、關係部局とも連携して、総力を挙げて取り組んでいきたいと考えています。

最後に、資料2をご覧ください。こういった状況を踏まえながら、2つ論点を書かせていただいています。いじめや暴力のない学校づくりに向けて、家庭や地域、關係機關との連携を含め、組織的な対応にどのように取り組むべきか。また、人を思いやる心や違いを認め合い、自分や他者を尊重する態度などを育むためにどのような視点で取り組むべきか。このような論点についてご意見を賜れば幸いです。

◆戦略企画部長

それでは、意見交換に入らせていただきます。いかがでしょうか。

○前田教育委員長

いきなり結論的なことを申し上げますが、私はいじめ、暴力は根絶できない、なくなれないと思っています。随分悲觀的なことを申し上げて恐縮ですが、決して人を信じないというタイプではないと自分ではと思っています。人は生まれながらに他者を思いやる心とかモラルを持って生まれてくるかということ、生まれてこないと思います。まっさらの状態で生まれてくるのではなからうかと思っています。一番近いのは母親だと思いますが、多くのことは親あるいは家庭の中での愛情、徐々に成長するに従って社会との関わり、友達、それが幼稚園であったり、保育

所であったり、学校であったりする中で学んでいくものだろうと思う。そこが、俗に言う、三つ子の魂百までという、最も大切なことではなからうかと思えます。

私ごとで恐縮ですが、孫の話です。10ヶ月の孫がいます。全く善悪がわかりません。熱いも冷たいも痛いもかゆいも全くわからないのです。それが、3歳くらいになってくると少しずついろいろなことを覚えてくる。それでもまだわかっていないことも多い。平気で虫を殺したり、きれいに咲いている花を採ったりします。人間というのは凶暴性と言いますか、そういうものを持っている生き物だと思っています。他者への痛みとか、何をしてはいけないとかがわかっているのかというと、私にはそう思えない。

では、それは誰が教えていくのか。親が教え、家庭が教え、あるいは社会が教え、学校が教えていかないといけないだろうと思います。

今度は徐々に自我が出てきます。よく言われる言葉で自己肯定感。自己肯定感は大事だと思えますが、そこへ行くまでにもっと覚えなければいけないことがあると思います。輪の中の一人である自己肯定感、社会の中の一人である自己肯定感ということ覚えずストレートに自己肯定感に行ってしまうことは、凶暴性や他を排除する気持ちが芽生えてくる可能性があるのではなからうかと思っています。

その意味で、家庭も学校も教育がすべてそこへ行き着くのではなからうかと思えます。毎日のようにI S (Islamic State) のニュースが流れ、あれが人間の本能なのかと思ってしまう。なぜ、同じ民族であってもこのようなことが起こっているのか、ひょっとしたら性善説を覆さないといけないのかなと思うくらいのこと起きています。こういう状況を目の当たりにすると、教育のなせるところがものすごく大きいのではなからうかと思っています。

「いじめ・暴力はなくなる」という前提でものを考えたほうが対処しやすいと思えます。いろいろな施策をしても、事件と呼ばれるようなことが今も散々起きる。その事例に学んで、こうやったらどうだろう、ああやったらどうだろうと学んできたし、その方策もやってきた。アンケートも大切です。否定はしませんが、これをやったからそれでいいという思い込みの境地になってはいけないと思えます。いじめや暴力はあり得る、起きている、我々が知らないだけだというスタンスを冷徹に持つ必要があるのではなからうか。表面に出てないから沈静化している、改善していったらという思い込みは、大きな事件が内包されてしまう可能性があるのではないか。

次に何が大切かという、保護者の方にも求めなければいけないと思えますが、学校の先生方をお願いしたいと思うのが、察知能力です。察知能力をもっともっと、エンドレスというぐらいに磨いていかないといけないだろうと思っています。教室の中はみんな仲良く平和な状態である、ややもすると、そういうふうに見たがる場所があると思えます。それをあえて厳しい目で、この平和は本当なのかというような懐疑的な目、察知能力をもっともっと磨く必要があるだろう。それがまずは予防につながっていく。小さいうちにピックアップできるようにすることが一番大切なのではなからうかと思えます。

もう1点、人間は3回言われるとマンネリになってしまうと思っています。例えば、三重県では11月に虐待防止キャンペーンをしていて、言葉は悪いですが、数年前からいじめ防止も相乗りみたいな形で取り組んでいる。年に1度、1ヶ月を通してのキャンペーンは必要だと思いますが、マンネリを防止するためには、穏やかなとき、問題が内包されている状態のときに、もっとインパクトがあるキャンペーンをやったらどうなのかと思います。それぞれの学校でやっているかわかりませんが、年に1回ではなく、大人も学校もすべてが本当に真剣になっているということを、もっと子どもたちに伝えるためのインパクトのあるものをやったらどうかと思っています。

○森脇教育委員

全体のトーンとしては、ほぼ前田委員長と同じです。いじめは悪いということについて異を唱える人はいないと思います。なのに、いじめがなくなることがないのはなぜだろうかという問いを立てるべきだと思います。いじめを根絶しようとかなくそうという方向性はいいのですが、そういう絶対的な目標は空虚に聞こえるのかもしれないと思ったりします。より現実的に考えていく必要があると思います。

前提として、いじめの件数や暴力の件数は、先ほど事務局より報告がありましたし、その数字をどう見るべきかという丁寧な解説があったので、私から言うこともないですが、この認知件数は、例えば児童の虐待相談件数と同じで、あまり数字としてはあてにならないところがあります。児童の虐待の相談件数も右肩上がりが増えていますが、これも結局のところ認知されている相談件数なので、いじめの認知件数と似ていて、表沙汰になる、あるいはピックアップできる態勢が整うにつれ、増えてくるという数字です。エビデンスベースト（科学的根拠に基づいて）で教育問題を考えなくてはいけないのですが、この数だけはあまり増えた減ったということを一喜一憂すべき数字ではないと思います。

ただ、統計的なものが全然信用ならないかということそうではありません。例えば、いじめはだめと考えている児童生徒が増加しているという経年的な傾向については、少なくとも頭でわかっている子が増加しているということです。そういう子どもたちが増加しているということは、教育の一定の成果だと思いますし、このことを土台にした教育が可能になる数字だろうと思います。

もとに戻りますが、いじめを根絶ができないというのは、先ほどの前田委員長と同じことを言いますが、社会的集団性を持つ人間が、人という動物である以上、生物学的にそこから自由になることができないという意味で、いじめがその芽を断たれることはないと見ておいたほうがいい。誰にでもどこにでもどの場でも起こり得る現象だと考えなくてはならない。そこは悲観的かもしれないですが、そういうふうには押さえておく必要があるのではないかと思います。これは差別とか偏見の問題と同じだと思っています。

だとすると、そのいじめというものを、少なくともいじめの定義にあるように、被害者が非常に心理的、肉体的な苦痛を感じるころまでレベルを上げさせない

という戦略が取られるべきではないかと思います。つまり、激化させないための手立てが必要ということです。

今までの経験の中で最も実効性があり可能な手立てとして、経験の中で、あるいは理論的な蓄積の中で押さえられてきたことですが、先ほどの道徳の指導要領にもありましたが、傍観者をどうなくすかというのが、コストパフォーマンスからいっても一つの有効な手立てになる。これはいろいろなところで主張され検証されていると思います。

その最も重要な役割を担うのは学校では教員ですが、しかし、教員自身が傍観者になってしまうということも起きています。例えば、沖縄の小学校で自殺事件（平成27年10月、沖縄県豊見城（とみぐすく）市の小学4年の男子児童が自殺した事件で、男児は自殺を図る直前、学校が行った定期アンケートにいじめを訴える内容を記入していたが、担任の教諭は読んでいなかった）がありましたが、この場合も教員に相談をしてきて最初は相談に乗っていたらしいのですが、それが上司に伝わらない、スルーされるということが起きてしまう。つまり、傍観者になるなど教える前に教員自身が傍観者になってしまっているという状態もあると思います。傍観者をどうなくしていくかというのは、一つの大きな課題ではないかという気がします。

それから、被害者が深刻な事態にならないために心理的にもケアをしていくとか、いじめに負けない、しんどい状況から回復する弾力性、最近ではレジリエンスといいますが、それをどう育てるかが課題です。

レジリエンスは自己肯定感とか、どんな人になりたいかとか、あるいは、人の気持ちを聞いたりとか、自分の思いを言葉で伝えたりといったいろいろな能力、これは全国学調の児童生徒質問紙の中にもありますが、そういうことと関連しています。残念ながら今は、最後は自分で自分を守らないといけないというところがあると思いますので、何とか踏みとどまれるような力を子どもたちにつけていくということも、教育的な課題ではないかと思います。もちろん学校をどうしていくか、学級をどうしていくかというようなことも大きな問題ですが、最終的には、一人でも頑張れる力をどうつけていくかということも真剣に考えなくてははいけない。

その場合、教員自身がレジリエンスを持っているということも大切で、教育で伝わるというよりは浸透していくという感じで、教員の姿を見て子どもたちは学んでいくことが大きい。子どもたちは、教えて学ぶというよりは、姿を見て学んでいくことが多いので、教員の果たすべき役割はまだまだ大きいと思います。もちろん、家庭の問題、地域の問題、いろいろな問題があって、学校全体をいろいろな関係者でつくっていくということの中で、役割分担をしていかないと教員も大変です。しかし、家庭と教員、学校での教員というところに戦略の起点はあると思いますので、そのあたりを特に啓発したり、力をつけたりしていくことがとても大事ではないかと思っています。

○柏木教育委員

私も、お2人の意見と一緒に、いじめはどんなところでも起きると思っています。小学校、中学校、高校、大学、社会に出てからも、会社の中や地域や、それこそ保護者間でもいじめは起きますし、さらには家庭の中にもいじめはあると思います。

パワハラとかセクハラとかのハラスメントすべてがいじめの一種だと思います。そういう中で、大人になっても他者をいじめない子どもたちを育てるにはどうしたらいいのか。前田委員長や森脇委員のご意見に私も同意します。

その中で、もし私が校長だったら、どういう学校に、子どもたちに、どういうふうにしていくのかを具体的に考えてきました。いざとなったらどうするかという防災訓練があります。子どもたちはどういう経路でどういうふうに行動して逃げるかという訓練と一緒に、いじめに対してもいじめ撲滅訓練という形で想定をして、こういういじめが起きたら被害者の子はどうしたらいいだろう。加害者の子は微妙です。一番多いいじめは冷やかしか、からかいとか、悪口や脅し文句、言っている本人はいじめだと思っていないこともたくさんあると思います。「おまえの母ちゃんべそ」なんて昔はよく言いましたね。それも受けるほうがいじめと取ればいじめです。そういうときにも、第三者の傍観者がどう対応するのか、どういうふうに教員に相談したらいいか、養護教諭に相談したらいいか、どういうふうに親に言ったらいいかということのを訓練させて、いろいろな場面を設定して、物語のように子どもたちにシミュレーションをさせる。そういうことが起きたときに、もし被害者だったらこういうことがあるよ、電話でもいいよということも言いながら考えさせていく。大変だとは思いますが、「朝読の代わりに今日はいじめ撲滅訓練をしましょう」と軽く考えながら、子どもたちに具体的にどう対応したらいいかということのを考えさせる。傍観者の子どもたちが、どうしようかと思っているうちに、段々、事態が悪化していく。だったら、最初に見たときにこうしたらいいということのを訓練をとおして子どもたちに勉強してもらったらどうかと思います。

それと並行して、教員の方々も、例えば、3年2組でこういういじめが起きたという事例を出して、それを学校の中でどう動くかということのを訓練したらどうでしょうか。私のクラスでいじめが起きたけれどどうしようかと内にこもらずにもう少しハードルを下げて相談ができる訓練をして、起きてしまったら次はこうするというのを教員に勉強してもらうのです。今、三重県は若い教員がどんどん増えているので、今までの先輩方の知恵を拝借したり、校長のリーダーシップのもとに勉強したりする。今日の資料にもありますが、学校としてチームの作り方とか、運営とか、紙に書いてあるとすばらしいと思いますが、それを実践するのはとても難しいので、防災訓練並みにいじめ撲滅訓練も学校内で取り組んだらどうかと考えました。一人の校長でいいので、一回やってみて、その効果が上がるのかどうか見ていただけると、とてもありがたく思います。

○岩崎教育委員

大津の事件（平成23年10月、滋賀県大津市の中学2年の男子生徒がいじめを苦

に自殺した事件)を契機として、たび重なる子どもたちの命の犠牲の上に、子どもたちのサインをできるだけ丹念に拾おうと様々な仕組みが考えられてきた。そして、サインを認知したら、それを学校内でどう解決していくかという仕組みは、考えられるところまで考えられているだろうと思います。ですから、その意味では、学校内で対応できることは、例えばスクールカウンセラーであるとかそういう人の配置も含めて養護教諭の役割を充実させていくということ、複数で対応するということも、考えられる範囲での仕組みは大体できあがってきていると思います。

いじめの中でもどんな軽微なものでも考えていかななくてはいけないということからいうと、学校で対応できないいじめ、最近のSNSを使ったいじめまで学校が対応していけるのだろうかという疑問を持たざるを得ません。「LINE外し」は、当事者以外はわからないような世界になっています。

だとすると、そこは家庭とか地域社会でいじめの芽を摘んでなくすという仕組みが必要になると思うのですが、果たして家庭がそこまで責任を負えるのだろうか。確かに子どもときっちり話し合う時間を持つこと、その中で例えばLINEについて話をするとかが中心になるとは思います、それは非常に重要だろうと思います。

しかし、それ以外に地域でどのようなことができるのかというのは、いじめに関しては非常に難しい部分があると思います。

若干ケースは異なりますが、私が東京におりましたとき、下町の月島に暮らししておりまして、魚河岸に勤める威勢のいいお兄ちゃんがたくさんいました。地域で中学生の暴力行為が起こったときに、威勢のいい魚河岸のお兄ちゃんが「てめえ、何やってんだ」とやってしまうわけです。そして、やったりやり返されたりしているうちに、警察から指導が来まして、そういう行為を見つけたときに地域の方々は無用意に介入するな、直ちに警察に言ってくれといわれました。確かに中学生にもなると体もでかいし、威勢のいい魚河岸のあんちゃんでも圧倒されるようなことがある。

これは暴力行為の部分ですが、だからといってすべてを警察に預けるようなことなのかどうか。地域でもそれくらい難しい状況が生じていることは確かだと思います。

ただ、そういうときに威勢のいいお兄ちゃんとか、そういう人たちがそれは悪いことだよということを教える姿勢はすごく重要だと思っています。何も言わなかったら、結局それで同調する、負けたことになりすから、いじめはいけないということをきっちり地域でも言えるような仕組みがほしいと思っています。

先日、伊勢の小俣の町づくり協議会の事例報告を聞きましたが、地域の町づくり協議会の方があいさつ運動を始めています。小学校、中学校の正門できっちりと挨拶をする。最初は子どもたちは何をやっているんだろうと通り過ぎていくのですが、徐々にその子どもたちが挨拶を返してくれるようになる。非常に地道な活動ですが、そういったところで子どもたちが地域で見守られている、そして、そこでこれからも暮らすんだという自己肯定感みたいなものを持てるような動き

が伊勢では結構流行っていて、いろいろな町づくり協議会が取り組もうとしています。このような、地域が学校を支える動きも、いじめを早く認知していくためには重要なことかと思っています。

なおかつ、学校現場では同調圧力を跳ね返すことからいっても、全国学力・学習状況調査の質問紙調査の、相手の考えを最後まで聞くことができていると思うかという質問に対しての答えを非常に重視していくべきだと思います。そして、自分の主張をきっちりと人に伝えられるということを小さいうちから訓練していくことが、学校現場で重要になるのではないかと。いじめや暴力のない学校づくりを地域の観点から考えたときは、そういうことが言えるのではなかろうかと思っています。

◇教育委員会特別顧問

もう私がお話するようなことはなく、すべて出たのではないかと思います。いじめ問題につきましては、体罰と一緒に、平成24年1月にスタートした教育再生実行会議の第1回のテーマとして取り組んだものです。報告書も出ていますのでご承知だと思います。お話のように大津の事件が引き金ですが、過去にも10年か15年の間を置きながら、大きないじめ自殺事件が起きています。生き地獄だという内容の遺書を残して亡くなった生徒もいました。結局、大きな事件が起きたときは大騒ぎしてみんなで国を挙げて対処するような感じもありますが、その後、忘れてしまうわけではないですが、少し軽く扱うようになってしまう。そういうことで大津の事件でまた大騒ぎしましたが、同じような轍を踏まないことが、今後必要だろうと思います。そういう意味では、徹底的な解決策が必要です。

しかし、徹底的といっても先ほどからお話に出ていますが、本来、いじめというのはなくならないのではないかと。いや、でもなくさなければいけないのではないかと。これは人間観ですから、性善説か性悪説か、どちらであったとしても、教育の力でそれを矯正するというのでしょうか、心を育成していくというのでしょうか。どちらにしてもそれを防止するというので、宿命論にしないという形でまとめてきたと思います。

教育論としてどう対処すべきか、ということで議論が終始しましたが、簡単に言うと、人が嫌がることを言ったりやったりしないということで、それははっきりしているのですが、ただ、教育ですから、もう一步踏み込んで、人が嫌がることを言ったりやったりするだけではなく、もっと人が喜ぶこと、人が幸せになること、人の心が豊かになること、そういうことを積極的にやれるような子どもを育てましようということです。

そのためには、先ほどお話が出ていたような挨拶運動もあるかもしれないし、よいところを見つけようみたいな活動もあるかもしれませんが、そういう積極的な姿勢が必要だということで、学校の現場の中では道徳を特別な教科として考えてもいいのではないかとということになりました。私が主に主張をしましたが、会議の有識者委員である武田美保氏も賛同していただきました。教育の重要性は人格形成ですので、自立と同時にセルフ・コントロール、自分で律するということ

との両面で人格形成を考えていく中で、いろいろな取組が必要だということです。メディアではどうしても道徳が教科化されるということで、道徳を教科化したらいじめはなくなると思っているのかという矮小化された話になっていますが、報告書を読んでいただくとわかりますが、あらゆる社会の皆さんがこの問題に主体的に取り組むべきだということで、いじめ防止推進法などもできました。この啓蒙をするために、いじめ防止基本方針をつくってありますし、県だけではなく市もつくる、学校もつくるとなっています。

これはどういうことかということ、先ほどから出ていますように、個人や担任がという問題ではなくて、組織として対処するという意味です。それがまだ十分浸透していない面があって、いまだに事件が発生しているということがありますので、政権としてはフォローアップをもっとしっかりやって、足りない部分についてはもっと補強していく必要があるのではないかということで、今は議論が推移しています。

いじめについて認知件数が多い少ないとか、いじめがあるかないとか言いますが、いじめかどうかというのは、教員よりも子どもが一番よく知っています。だから、事件が起きると必ずアンケートを取るわけですが、ですから、そのアンケートを定期的にとればいいわけですが、起きたときに取るのではなくて、定期的にとればいいわけで、そんなに難しいことではないのです。

それと同時に、休み時間とかインフォーマルな場面で子どもにふれ合っている教員には、そういう情報がいっぱい入ってくるわけですが、認知件数が多いということは、子どもからのチクるとかそういう嫌な言葉ではなくて、いろいろな訴えが伝わってくるわけですが、子どもと接する時間が少ない先生は、そういう面での認知も厳しいかと思えます。ですから、先生の本分は教科の指導だけでなく、子どもとふれ合うこと、心を通わせることも本分だということ、再度、認識することが必要だと思えます。勉強だけ教えていけば本分みたいな感じですが、そうではない、一緒に遊んだりすることも本分だと。また、先ほど表現力の話が出ていましたが、言語活動を更に充実していく。言葉が出ないと、どうしてもすぐ手が出るということになりますから、頭の思考の中で言葉を使って自分の感情を伝えるとか、相手の心を受けとめるとかというようなことが、なおこれからも必要だろうと思えます。今度の学習指導要領では、少し一段落した感じもありますが、この言語活動の充実は引き続きずっとやっていかななくてはいけないのではないかと考えており、中教審でも言っています。

また、訓練のお話が出ていましたが、学校では学級会とか児童会活動とか施設外活動とかホームルームとかでやっていることが、ある意味では訓練ということになります。年に1回のいじめサミット全国大会みたいなことを定期的に国もやっていますが、そういうことを年に何回かやって、注意喚起といいますか意識を覚醒させる。ある意味では永久意識革命論みたいなものです。そういうことを続けていかなければ難しい問題だろうと思えます。

この間、山手線に乗っていましたが、2、3人のサラリーマンがメールのことで、「〇〇ってやつはすぐ返事が来ない、あいつはおれをなめてるんじゃないの

か」とか言っているんですよ。大人でもそうなんです。すぐに返事が来ないのは、相手は何かほかのことをしているかもしれないけれど、それが気に入らない。そういう調子ですから、LINEなど、子どもたちはなおさら、ということがあります。そういうことも含めて学校教育でまずは真剣に取り組むことについて、教員がしっかりと受けとめてもらう必要があるのではないかと思います。

しかし、基本的には知事がおっしゃったように社会も地域も含めて、この問題について人ごとにしないということです。それはコミュニティ・スクールで地域が有機的に結び合う中で、そういう問題についても話し合ったり、指導したりされたりという豊かな関係がつくられていけばいいなと思います。

○山口教育長

私自身、娘がいじめを受けて公立小学校から公立中学校に上がりたくないということがありました。保護者として、いじめに気づかなかったというのが非常に忸怩たる思いがあります。いじめはどこでも起こる、誰にでも起こるということと、メッセージ性の問題としていじめは根絶できないと言ってしまったら、いじめられた子ども、それで子どもが命を亡くした保護者にとっては許されないことだと私は思っています。やはりいじめをなくしていきたいという大人の気持ちを熱く持って、そして、どこにでも起こるという心構えを持っていかないと、平成24年と26年の緊急アピールは何だったのかと思わざるをえません。特に被害に遭われた方々の思いは痛烈なものがあると思っております。

私も教員ですが、学校では、プライバシー保護と関係者の情報共有が一番難しく、例えば、加害者にもプライバシーがあるので、事実がわかるまでは放っておこうということで、担任あるいは生徒指導担当と管理職だけが知っていて、教職員全体が情報共有されるまでには、時間がかかります。それはなぜかというと、学校現場の教職員と話をしていると、正確な情報を得ない限りは、加害者のプライバシーもあるからだめだということで、そこが一番ネックかと思えます。そこに迅速感がないので、その間にどんどん子どもは追い込まれていくことがあります。加害者のプライバシーを守りながらも、迅速な情報共有をしながら解決に導いていくことは、教育委員会としてしっかりと対応しなければいけないと思っています。

それと、ネットへの対応というのは、様々なイベントを打ちながらやっていますが、定期的に行っていく必要があると思っています。定期的に行うことが形骸化することにもなりますが、毎日が未来への分岐点ですので、しっかりとやらなければいけないと、教育施策大綱の議論で思いました。私自身としては、やはり子どもの側に立って対応していきたい。

貝ノ瀬特別顧問が言われた「人が喜ぶ、幸せになる」、これはいいキーワードだなと思いました。「するな、するな」ということではなく、「人が喜ぶようなことをみんなでしよう」ということはいいことだと思いますので、私自身、このキーワードを使わせていただきたいと思います。

◆戦略企画部長

最後に知事からコメントをお願いします。

●鈴木知事

ありがとうございました。今日は大変深い話を委員の皆さんしていただいたので、制限時間いっぱいのところまで来てしまいましたが、もしよろしければ最後に私がお話させていただきたいと思います。

まず1点目、私は知事という立場で様々な危機管理をやっていますが、危機管理は情報が命です。今も伊勢志摩サミットに向けてテロ対策とかもやっており、詳細は申し上げられないですが、今の時期でも三重県のほんの一部で何か起こったら、即座に総理まで情報が伝わる体制が整えられています。情報が命なので、どんな小さな情報でも総理まで伝わるようになっていきます。ということは、先ほど前田委員長や貝ノ瀬特別顧問も言ったように、休み時間とかの情報をいかにキャッチする網をたくさん持っているかということと、その情報に対する感度と、その情報を組織的対応に持っていくルート、その3段階が重要であるということ、改めて今日のお話を聞いて思いました。

今後のいじめ防止対策においては、そういうことをしっかり念頭に置いていきたいと思っています。

それから、先ほど教育長も言いましたが、根絶できないということと許さないということの関係です。ちょっと語弊があるかもしれませんが、僕は、先ほど教育長が言ったように遺族の思いにいたせば痛烈な思いなので、絶対に許せないと思いますが、根絶したいけれど根絶できないというところに、いじめがあるという前提で物事をするという、建前と本音みたいな部分の現場の苦しみもあるのではないかと思う中で、予防対策において、いかに建前論を外して現実に即した予防対策が取れるかということだと思って聞いていました。柏木委員から訓練の話もありましたが、そういう予防の段階で、本音はいじめがあるという前提での意識の共有や、発生したときの対策について、教員も家族も、子ども一人ひとりも、これは森脇委員から最後は自分一人で頑張らなければならないとおっしゃってみたいように、それができるかということだと改めて思いました。具体的なツールや手段は、これから教育委員会、学校現場でよく考えてもらったらいいと思いますが、今日、私が主に感じたのは、先ほど申し上げた危機管理は情報が命であるということと、予防段階において、いかに建前論を外して本音ベースで、実態ベースで子どもたちのことを思うからこそその真実に迫った予防対策を打てるかということなのかなと改めて感じました。

今日は委員の皆さんの深い議論をいただき、改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

◆戦略企画部長

限られた時間でしたが、奥深い議論をしていただきありがとうございました。

次回は第11回目になりますが、2月の下旬に予定しています。

本日は、これで終わらせていただきます。

以上